

保存処理製材等の製造業者等の認定に伴う資格者養成研修会 開催案内

1. 開催期日：平成 30 年 1 月 23 日（火）～24 日（水）
2. 開催時間：両日とも 9:30～17:00（受付 9:00～）
3. 開催場所：日林協会館 会議室
東京都千代田区六番町 7
地下鉄、JR 線・四ツ谷下車
4. 定員：50 名（申込締切期日がありますが、定員になり次第締め切らせていただきます。）
5. 申し込み及び問合わせ：別添受講申込書により、12 月 25 日までに受講料を添えてお申込下さい。（申込は FAX 可）
一般社団法人全国木材検査・研究協会
東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階
TEL 03-6206-1255 FAX 03-6206-1332
(受講受付通知につきましては、申込書受理後、FAX で連絡いたします。)
6. 受講料：新規研修（2 日間）は 1 名につき 27,000 円
(テキスト・昼食代含む)
1 日更新研修（初日のみ 1 日間）は 1 名につき 16,200 円
(テキスト・昼食代含む)
7. 宿泊等：お手数ですが、各自手配下さい。車でのご来場はご遠慮下さい。
8. 研修対象者：
【新規対象者】
JAS 認定の取得を予定している工場の従業員で、資格の取得を希望する者
【更新対象者】
平成 25 年度に研修を受け、資格を取得した者は、「全国木材検査・研究協会認定業務規程」第 35 条（認定事業者の義務）第 17 号により 3 年ごと

に研修会を受講する必要がある、今回の1日更新研修を受講することで、現在の資格が継続されます。

なお、研修修了後3年を経過した翌年度中に更新研修を受講しない場合には資格は消失します。

9. 研修科目：

当会が定める「認定の技術的基準に係る資格者養成等研修会実施要領」等により次の科目を受講し、研修終了後試験を実施します。

- ① JAS 制度及び関係法規（JAS 法等の解説）
- ② 製材等の認定制度、格付検査制度、表示制度（認定工場制度の考え方、認定の技術的基準の解説等）
- ③ 製材等の品目・区分ごとの規格、格付検査・表示（JAS 規格の解説、格付検査方法、表示方法等）
- ④ 保存処理材の品質管理（品質管理に関する専門的知識）
- ⑤ 木材の強度と乾燥、保存処理（新規のみ）
- ⑥ 優良木質建材等認証の概要（新規のみ）
- ⑦ その他必要な事項
- ⑧ 学科試験（新規のみ）

10. 資格認定証の交付：

- (1) 1日講習の方は、研修終了後に当会理事長から品質管理責任者、品質検査担当者等の「資格修了証書（更新）」を交付します。
- (2) 新規講習の方は、研修終了後に実施する試験に合格した者に当会理事長から品質管理責任者、品質検査担当者等の「資格修了証書」を交付します。

11. 認定工場となるための資格者の配置要件、必要人員：

製造工場と販売業者等が、JAS 認定の取得を予定している工場の従業員で、資格の取得を希望する者の人数等は、以下のとおりです。

【製造工場の資格者数】（経験及び学歴等の条件は別途規定）

(1) 自ら格付検査をし、JAS マークを表示するAタイプの工場

| | 人 数 | 備 考 |
|-------------|------|--------------------------|
| ①品質管理担当者 | 2名以上 | |
| ②品質管理責任者 | 1名 | 研修修了者（①から選任） |
| ③材面の品質検査担当者 | 2名以上 | 研修修了者（②との兼務可） |
| ④格付検査担当者 | 1名以上 | 研修修了者 |
| ⑤格付責任者 | 1名 | 研修修了者 （④から選任、②との兼務不可） |

計3名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託し、JAS マークを表示するBタイプの工場

| | 人 数 | 備 考 |
|-------------|------|---------------|
| ①品質管理担当者 | 2名以上 | |
| ②品質管理責任者 | 1名 | 研修修了者(①から選任) |
| ③材面の品質検査担当者 | 2名以上 | 研修修了者(②との兼務可) |
| ④格付責任者 | 1名以上 | 研修修了者(③との兼務可) |

計2名以上の資格者が必要です。

【販売業者・輸入業者等の資格者数】(経験及び学歴等の条件を除く)

販売業者等が製造工場を指定し、販売業者と製造工場と一緒にJAS認定を取得します。

(1) 自ら格付検査し、JAS マークを表示するAタイプの販売業者等

◆販売業者等

| | 人 数 | 備 考 |
|----------|------|--------------------------|
| ①品質管理責任者 | 1名 | 研修修了者 |
| ②格付検査担当者 | 1名以上 | 研修修了者 |
| ③格付責任者 | 1名 | 研修修了者 (②から選任、①との兼務不可) |

販売業者に2名以上の資格者が必要です。

◆製造工場(工場従業員でも可)

| | 人 数 | 備 考 |
|-------------|------|---------------|
| ①品質管理担当者 | 2名以上 | 研修修了者 |
| ②材面の品質検査担当者 | 2名以上 | 研修修了者(①との兼務可) |

製造工場に2名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託して、JAS マークを表示するBタイプの販売業者等

◆販売業者等

| | 人 数 | 備 考 |
|----------|------|---------------|
| ①品質管理責任者 | 1名 | 研修修了者 |
| ②格付担当者 | 1名以上 | 研修修了者(①との兼務可) |

販売業者に1名以上の資格者が必要です。

◆製造工場(工場従業員でも可)

| | 人 数 | 備 考 |
|----------|------|-------|
| ①品質管理担当者 | 2名以上 | 研修修了者 |

| | | |
|---------------------|------|---------------|
| ②材面の品質検査担当者 | 2名以上 | 研修修了者（①との兼務可） |
| ③格付担当補佐者 （必要な場合） | 1名以上 | 研修修了者（②との兼務可） |

製造工場に2名以上の資格者が必要です。

【A Q 認証工場の場合】

保存処理材、屋外製品部材にA Qマーク表示を附す工場については、品質管理責任者又は格付担当者のいずれか1名が必要です。